

宿泊約款

第1条〈適用範囲〉

- (1) 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- (2) 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条〈宿泊契約の申し込み〉

- (3) 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- (4) 宿泊客が、宿泊中に前条第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条〈宿泊契約の成立等〉

- (5) 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- (6) 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
 - (1) 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第25条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第14条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- (7) 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条〈申込金の支払いを要しないこととする特約〉

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条〈宿泊契約締結の拒否〉

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (8) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (9) 満室により客室の余裕がないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (11) 宿泊しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (12) 宿泊しようとする者が、旅館業法第5条第1項第1号に定める特定感染症の患者等であると認められるとき。
- (13) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (14) 宿泊しようとする者が18歳未満の未成年者であるとき。当施設は未成年者の単独宿泊を一切お受けしておりません。保護者の同伴の有無にかかわらず、18歳未満の方のご利用はお断りします。
- (15) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (16) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、又は他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (17) 宿泊しようとする者が、施設内外における大声・騒音・路上での飲食若しくは喫煙その他の行為により近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (18) 宿泊しようとする者が、過去に当施設において設備や備品の損壊、スタッフ及び他の宿泊客への迷惑行為等を行っていたとき。

第6条〈宿泊客の契約解除権〉

- (19) 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- (20) 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、以下のキャンセルポリシーに定める違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限りません。

キャンセル日	違約金
チェックイン日の4日前まで	0%（無料）
チェックイン日の3日前0時以降～当日	宿泊料金の100%
無断キャンセル（連絡なし）	宿泊料金の100%

- (21) 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。

第7条〈当施設の契約解除権〉

- (22) 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のいずれかに該当すると認められるとき。暴力団、暴力団員、暴力団準構成員若しくは暴力団関係者その他の反社会的勢力、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、又は役員の中に暴力団員に該当する者がある法人。
 - (3) 宿泊客が旅館業法第5条第1項第1号に定める特定感染症の患者等であると認められるとき。

- (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 宿泊客が泥酔等で放歌高吟、客室への立入り等、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあると認められたとき、又は他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (8) 宿泊客が当施設が定めた館内規則に従わず、設備や備品の損壊、スタッフや他の宿泊客への迷惑行為を行ったとき。
 - (9) 宿泊客が無銭宿泊及び定員を超えた人数の宿泊を行おうとしたとき。なお、この場合は違反金として宿泊料とは別途に 3 万円を徴収する。
 - (10) 第 8 条に定める静粛義務に違反したとき、又は違反するおそれが明らかなとき。
 - (11) 当施設が定めた規則を遵守せず、スタッフから忠告を受けたにも関わらず改善が見られないとき。
- (23) 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、当施設が被った損害については、別途第 25 条に基づき賠償を請求するものとします。

第 8 条 〈静粛の保持〉

【重要】当施設は住宅街に位置するカプセルホテルです

カプセル構造の性質上、音が非常に伝わりやすい環境にあります。他の宿泊客及び近隣住民へのご配慮として、以下の静粛義務を必ずお守りください。違反した場合は即時退去をお願いすることがあります。

- (24) 施設内外を問わず、大声での会話・騒音を伴う行動を厳に慎むこと。
- (25) 深夜 22 時以降及び早朝 6 時以前は特に静粛を保つこと。
- (26) 施設周辺の路上・共用部での飲食、喫煙、たむろを行わないこと。
- (27) 電話・音楽・動画等の音量に配慮し、必要に応じてイヤホンを使用すること。
- (28) 前項各号に違反した場合、又は違反するおそれが明らかな場合は、第 7 条に基づき宿泊契約を解除することがあります。

第 9 条 〈宿泊の登録〉

- (29) 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- (30) 宿泊客が第 14 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第 10 条 〈客室の使用時間〉

- (31) チェックインは 15:00 から 24:00 とします。この時間帯以外のチェックインはお受けできません。チェックアウトは翌日 10:00 までとします。10:00 を過ぎてチェックアウトされる場合は、以下のレイトチェックアウト料金が発生します。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

レイトチェックアウト時間	追加料金
10:01 ~ 11:00	¥1,000
11:01 ~ 12:00	¥2,000
12:00 以降	当施設規定の料金

(32) 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当施設既定の追加料金を申し受けます。

第 11 条 〈利用規則の遵守〉

宿泊客は、当施設内において、この約款に従って当施設が定めてホテル内に掲示・展示あるいは備え付けした利用規則等に従っていただきます。

第 12 条 〈外来者の立ち入り禁止〉

宿泊客は、当施設に宿泊していない外来者を施設内に招き入れることを禁止します。外来者を施設内に立ち入らせた場合は、第 7 条に基づき宿泊契約を解除することがあります。

第 13 条 〈スタッフ対応時間〉

(33) スタッフによる対応時間は 9:00～24:00 です。この時間帯にフロントへお越しください。

(34) 24:00 以降は夜間スタッフが館内に常駐しておりますが、事故・急病その他の緊急事態を除き、対応を承ることができません。緊急時以外のご要望・お問い合わせは翌朝 9:00 以降をお願いします。

(35) スタッフ対応時間は予告なく変更する場合がございます。

第 14 条 〈料金の支払い〉

(36) 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、当施設の規定によります。

(37) 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。

(38) 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 15 条 〈当施設の責任〉

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 16 条 〈契約した客室の提供ができないときの取扱い〉

(39) 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

(40) 当施設は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 17 条 〈寄託物等の取扱い〉

- (41) 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。なお、宿泊客がフロントに荷物を預けることができるのは宿泊中のみであり、チェックイン前及びチェックアウト後に関してはフロントに預けることはできません。
- (42) 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、10,000 円を上限として当施設はその損害を賠償します。

第 18 条 〈宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〉

- (43) 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- (44) フロントにお預けならなかった宿泊客の手荷物又は携帯品について、当館内で紛失、盗難にあった場合でも、補償を含め一切の責任を負いかねます。
- (45) 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合においては、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届け出るか処分します。
- (46) 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 19 条 〈駐車・駐輪の禁止〉

当施設には駐車場・駐輪場はございません。施設敷地内及び周辺への車両・自転車・バイク等の無許可駐車・駐輪は固くお断りします。無許可で駐車・駐輪が確認された場合は、違反金として 30,000 円を申し受けます。なお、当施設は車両・自転車等の管理責任を一切負いません。

第 20 条 〈禁煙・持ち込み禁止〉

- (47) 当施設は全館禁煙です（電子タバコ・加熱式タバコを含む）。カプセル内、共用スペース、施設内のいかなる場所においても喫煙を禁止します。
- (48) 喫煙が発覚した場合は、直ちに宿泊契約を解除するとともに、原状回復のための清掃料金として 10,000 円を申し受けます。
- (49) 以下のものを施設内に持ち込むことを禁止します。
- (1) 動物・鳥類
 - (2) 悪臭を放つもの
 - (3) 発火・引火しやすい危険物
 - (4) 銃刀剣類その他の武器
 - (5) 飲食物（当施設が提供するものを除く）
 - (6) その他、法令の規定又は公序良俗に反するもの

第 21 条 〈貴重品の管理〉

当施設にはコインロッカーその他の貴重品保管設備はございません。現金・貴重品・電子機器等の管理はお客様ご自身の責任でお願いします。施設内における現金・貴重品等の紛失・盗難については、当施設の故意又は過失による場合を除き、当施設は一切の責任を負いかねます。

第22条〈設備の破損・盗難〉

宿泊客の故意又は過失により当施設の設備・備品等に破損、汚損又は盗難等の損害が生じた場合、当施設は当該宿泊客に対し修理・交換費用その他の実費を請求することができます。なお、旅行保険その他の保険が適用される場合は、その範囲内での対応となることがあります。

第23条〈客室変更・部屋移動に関する料金〉

(50) 宿泊中に客室を変更する場合、以下の基準により追加料金を申し受けます。

- (1) 移動元の客室にベッドの使用跡がある場合、又は軽度を超える汚れ等により清掃が必要な状態にある場合は、移動元の客室について新たに1泊分の宿泊料金を申し受けます。
- (2) 移動元の客室が完全に未使用の状態である場合、又は翌日以降にチェックアウト後再チェックインによる客室変更を行う場合は、いずれも1回につき1,000円の手数料を申し受けます。

第24条〈チェックイン前・チェックアウト後のフリースペース利用〉

当施設は、チェックインからチェックアウトまでの宿泊中に限り館内施設をご利用いただける施設です。チェックイン前及びチェックアウト後の館内滞在は原則お断りしております。ただし、以下の条件でフリースペースのみご利用いただけます。

(51) チェックイン前（当日9:00～15:00）のフリースペース利用：2,000円

(52) チェックアウト後（10:00～14:00）のフリースペース利用：3,000円

(53) 上記時間以外のフリースペース利用はお受けできません。

第25条〈宿泊客の責任〉

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

〈お問い合わせ〉

コンテニュー二条城北

〒602-8153 京都府京都市上京区南伊勢屋町750

TEL : 075-366-2790 FAX : 075-366-2791